

○静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則

平成20年10月31日

規則第209号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成20年静岡市条例第71号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(既存の建築物に対する制限の緩和の報告等)

第2条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第2項の規定により条例第4条の規定の適用を受けない建築物（以下「不適格建築物」という。）の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、地区計画不適格建築物報告書（様式第1号）に次の表に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、報告に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法

2 不適格建築物の所有者等は、前項の報告書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ地区計画不適格建築物変更届出書（様式第2号）に前項の表に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 第1項の報告書及び前項の届出書の提出部数は、正本及び副本各1通とする。

(建築許可の申請)

第3条 条例第15条第1項の規定による許可（以下「建築許可」という。）を受けようとする者は、地区計画建築許可申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）に次の表に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
公図の写し	
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員

各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ
付近住民調書	
建築物の概要調書	
事業内容説明書	

2 市長は、建築許可をしたときは地区計画建築許可通知書（様式第4号。以下「許可通知書」という。）により、建築許可をしないときは地区計画建築不許可通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（申請書の記載事項の変更の届出）

第4条 建築許可を受けた建築物の所有者等は、工事完了前に申請書の記載事項に変更が生じた場合は、地区計画建築許可申請書記載事項変更届出書（様式第6号）に当該建築許可に係る許可通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

（工事の計画の廃止）

第5条 建築許可を受けた建築物の所有者等は、当該建築物に係る工事の計画の全部又は一部を廃止した場合は、地区計画建築許可計画／全部／一部／廃止届出書（様式第7号）に当該建築許可に係る許可通知書及び廃止する部分を示す図書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該許可通知書及び廃止する部分を示す図書の提出を省略することができる。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年11月1日から施行する。

（旧規則の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

（1）静岡都市計画日の出地区再開発地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第231号）

（2）静岡都市計画草薙駅前地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第232号）

（3）静岡都市計画南幹線地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第233号）

(4) 静岡都市計画飯田・庵原地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第234号）

(5) 静岡都市計画大岩一丁目地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（平成18年静岡市規則第154号）

（旧規則の廃止に伴う経過措置）

- 3 この規則の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の静岡都市計画草薙駅前地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第2条第1項、静岡都市計画南幹線地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第2条第1項又は静岡都市計画飯田・庵原地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第2条第1項の規定により提出された報告書は、第2条第1項の規定により提出されたものとみなす。

附 則（令和3年8月31日規則第66号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第35号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月19日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。